

二〇二六年度 早稲田大学院文学研究科 入学試験問題
 【修士課程】 専門科目 東洋史学 コース ※解答は別紙(縦書)

「問題」次の「一」と「二」の二つの大問両方について解答を記しなさい。

「一」次の三問(イ・ロ・ハ)から二問を選択し、設問に答えなさい。解答用紙には、選択した問題番号を明記したうえで、解答を記しなさい。漢字は常用漢字で表記しなさい。

イ 次の史料を読み、以下の設問に答えなさい。

其國有王、其官有相加・對盧・沛者・古雛加・主簿・優台・丞・使者・阜衣・先人、尊卑各有等級。(中略) 本有五族、有涓奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部。本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之。(中略) 其置官、有對盧則不置沛者、有沛者則不置對盧。王之宗族、其大加皆稱古雛加。涓奴部本國主、今雖不爲王、適統大人、得稱古雛加、亦得立宗廟、祠靈星・社稷。絶奴部世與王婚、加古雛之號。諸大加亦自置使者・阜衣・先人、名皆達於王、如卿大夫之家臣、會同坐起、不得與王家使者・阜衣・先人同列。(『三国志』東夷伝・高句麗条、中華書局、二〇一五年、八四三頁)

設問① 史料の全文を現代日本語に翻訳しなさい。

設問② 史料中にみえる官位制はどのような特徴を有していると考えられるか。その歴史的背景を踏まえて説明しなさい。

設問③ 傍線部「本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之」はどのようなことを意味するのか。

ロ 次の史料を読み、以下の設問に答えなさい。

承安二年、遣戸部郎中上官瑜往西京并沿邊、勸舉軍民耕種。又差戸部郎中李敬義往臨潢等路規畫農事。舊令、軍人所授之地不得租賃與人、違者苗付地主。泰和四年九月定制、所撥地土十里内自種之數、每丁四十畝、續進丁同此、餘者許令便宜租賃及兩和分種、違者錢業還主。上聞六路括地時、其間屯田軍戸多冒名增口、以請官地、及包取民田、而民有空輸稅賦、虛抱物力者、應詔陳言人多論之。五年二月、尚書省奏、「若復遣官分往、追照案憑、訟言紛紛、何時已乎。」遂令虛抱稅石已輸送入官者、命於稅内每歲續剋之。泰和七年、募民種佃清河等處地、以其租分為諸春水處餌鵝鴨之食。八年八月、戸部尚書高汝礪言、「舊制、人戸請佃荒地者、以各路最下第五等減半定租、仍免八年輪納。若作己業、並依第七等稅錢減半、亦免三年輪納。自首冒佃比鄰田、定租三分納二。其請佃黃河退灘地者、次年納租。向者小民不為久計、比至納租之時多巧避匿、或復告退、蓋由元限太遠、請佃之初無人保識故爾。今請佃者可免三年、作己業者免一年、自首冒佃并請退灘地、並令當年輪租、以鄰首保識、為長制。」(『金史』食貨二、中華書局、一九七五年、一〇五一頁)

設問① 史料の全文を現代日本語に翻訳しなさい。

設問② この史料で言及される「括地」の歴史的意義について論じなさい。

ハ つぎの設問 A、または設問 B のいずれかに答えなさい。

設問 A

(1)
(2)

つぎの史料は、乾隆五十七年の両広総督郭世勲等の上奏文の一部である。全文を現代日本語訳しなさい。
傍線部の「恰克圖不准與俄羅斯通市」とはどのような歴史状況について述べているものか、説明しなさい。

臣等伏查藥料內大黃一項爲民間療疾所必需本不在查禁之列嗣因恰克圖不准與俄羅斯通市而外洋各國多與俄羅斯海道可通是以酌定章程嚴禁私販每年只准攜帶五百觔俾資療疾使其僅數自給不能轉售他境經軍機大臣議

奏令該督等轉飭通事明切曉諭以

天朝因不與俄羅斯通市恐各該國多販大黃轉售是以不准多帶非於各該國有所靳惜俟俄羅斯通市之後仍聽照常賣運毋庸復設禁防等因奉

旨依議欽此欽遵在案是於查禁透漏之中仍寓惠卹遠夷之意

設問B

(1)
(2)

つぎの文章の全文を日本語訳しなさい。
ここで述べられているような服装・言語に関する状況が生じた歴史的背景について説明しなさい。

※この部分は、著作権の関係により掲載できません。

「二」 次の語句の中から三つを選び、それぞれについて説明しなさい。

玄菟郡 泉蓋蘇文 緑邑制 広開土王碑

横帳 火耗 差発 コシラ

旗地 ポタラ宮 工部局 辛丑和約（北京議定書）

受験番号	
氏名	カナ
	漢字

この欄以外に受験番号、氏名を記入しないこと。
漢字氏名がない場合は、ひらがなで記入すること。

———ここから記入すること———

〔 〕

〔 〕（上にイ・ロ・ハのいずれかを記入しなさい）

東洋史学コース
専門科目

総 点

--

（裏へ続く）

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(次頁へ続く)

——ここから記入すること——

「
」

「
」(上にイ・ロ・ハのいずれかを記入しなさい)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(次頁へ続く)

——ここから記入すること——

□
□

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——